

2023年

10月  
刊行

家事事件・少年事件の最新動向を追う  
唯一の判例雑誌

# 家庭の 法と裁判 第46号

2023年10月刊 B5判 160頁 定価1,980円（本体1,800円）

978-4-8178-4910-6 商品番号：31009 略号：家判

## 特集 改正DV防止法の概要と実務運用

保護命令制度の拡充等による  
実務の在り方・

具体的な活用場面を解説！

DV・モラハラがある場合の家事調停や、  
効果的な被害者支援の工夫・留意点など  
実務に役立つ内容！

村上 耕司

大山雄太郎

可児 康則

細田 隆

草柳 和之

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課  
男女共同参画推進官

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課  
係長

弁護士

前・（公財）日本調停協会連合会研修委員会  
家事部会委員  
元家裁調査官（家事調停委員）

メンタルサービスセンター代表・カウンセラー  
大東文化大学講師

### 【主な収録内容】

#### 家事関係裁判例

◆控訴人である子ら（長女及び二女）が、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づいて女性への性別変更の審判を受けた被控訴人を「父」として提起した認知請求訴訟において、性別の変更前に出生していた控訴人長女については認知請求権の行使が認められるとしたが、性別の変更後に行われた生殖補助医療により出生した控訴人二女については認知請求権を有するものとは認められないと判断した事例（東京高判令和4年8月19日）

#### 連載

#### ◆民事信託と後見制度を併用する場合の諸問題

第3回 民事信託と任意後見の使い分け、併用例、利用における意思能力の相違  
日公連民事信託研究会、日弁連信託センター



#### ◆大相続時代と登記実務

第2回 不動産の法定相続登記と遺産分割について  
里村 美喜夫（司法書士）

その他、実務をフォローする裁判例・連載記事が充実！



▲バックナンバーや  
目次が確認できます！

## 少年法100周年に寄せて——少年法の現在地と課題

廣瀬 健二 早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員

 日本加除出版

営業部

TEL:03-3953-5642  
FAX:03-3953-2061

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00

X（旧Twitter）@nihonkajo

[www.kajo.co.jp](http://www.kajo.co.jp)



日本加除出版HP

## DV防止法 令和5年改正の解説

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課男女共同参画推進官

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課係長

村上耕司

大山雄太郎

(執筆者の肩書きは本稿執筆当時のもの)

### 第1 はじめに

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号。以下「改正法」という。）が、令和5年5月12日、第211回国会で成立し、同月19日に公布された。

改正法は、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会に関する規定の創設等の措置を講ずるとともに、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等の措置を講ずるものであり、一部規定を除き、令和6年4月1日から施行される。

本稿では、改正法の検討経緯に触れた上で、改正法の概要を説明する。なお、本稿中、意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解であることを申し添える。

化を図  
法律 ( )  
法等改  
の改正  
令和  
府を検  
定が置  
会議女  
下「専  
れ、令  
在り方  
DV防  
目的と  
止法見  
に「W  
る検討  
策の拡  
同報  
力等  
配偶者  
談件認

## 改正DV防止法による保護命令の 新たな運用と残された課題

弁護士 可児康則

### 第1 はじめに

#### 1 DVとは

ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）は親密な関係における暴力であり、その本質は力により相手を支配し、従属させることにある。弁護士がDV事件に関わるのは、通常、被害者が加害者との別離を決意したときであるが、支配従属関係からの被害者の離脱を

の活用が進むことを期待された。ところが2015年頃まで年間3000件程度あった保護命令の申立て件数は年々減り続け、2022年には1500件を割り込むなど<sup>1)</sup>。その期待は大きく裏切られた。この間も配偶者暴力相談支援センターや警察へのDV被害の相談件数は増加しており<sup>2)</sup>。DV被害が減少したわけではない。にもかかわらず保護命令の利用は年々右肩上がりに減少し続けたのであり、保護命令は被害者の安全を守る制度として十分に機能しない状態に陥っていた。

#### 3 改正の経緯

2019年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）が附則8条で、政府に対し、3年を目途に保護命令の申立てができる被害者の範囲の拡大などについて検討を加え、必要な措置を講ずるよう求めたことを受け、2020年2月から内閣府の女性に対する暴力に関する専門調査会（以下、「専門調査会」という。）でDV防止法の改正に向けた議論が開始された。保護命令の機能不全状況を解消すべく、専門調査会では、附則に記された事項にとどまらず広

## 効果的なDV被害者支援のために —被害者ファーストを探求する

メンタルサービスセンター代表<sup>1)</sup>・カウンセラー  
大東文化大学講師 草柳和之

### はじめに

筆者は、心理臨床家としてDV・性暴力・いじめ問題などの領域に力を尽くし、トラウマケアや加害者更生の実践に長年携わってきた。単に個別面接によるDV被害者支援だけでなく、家裁の調停・離婚裁判の際の面接サポートや意見書執筆にも携わってきた。一方1997年、筆者は我が国で初めてDV加害者の更生プログラムの実践と研究に着手した。当時、シェルター活動に携わる人々からは「日本で不可能」とされたり、そのプロセスは容易でなかったが、著作や研修会の提供を通じて、その方法論を広く伝えてきた。

2001年、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）が施行されて以降、医療・福祉・相談などの現場では、DV被害者に対する機会が増えていた。しかしながら、被害者が同じような質問を何度も相談員に尋ねる、被害者の迷いをなかなか行動につなげられない等、対応に苦慮する経験を持つ現場の方も多いと聞く。被害者に限らず、クライエントは物事を改善するために来所するが、変化しないための努力をしがちである。支援者は、「ホル」みたいのが効かないところが

DVの  
士が  
合、  
が求  
配偶  
関す  
偶者  
の支  
護命  
正に  
らに

## DV・モラハラ事案がある場合の 家事調停実務

前・(公財)日本調停協会連合会研修委員会家事部会委員  
元家裁調査官(家事調停委員) 細田 隆

### 第1 はじめに

日本で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV防止法と略す。）が施行されたのは、平成13年である。その後、数度の法改正を経て、令和5年5月12日、新たな改正法が成立し、令和6年4月1日施行予定である。接近禁止命令等の申立てができる被害者につき、「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者が追加され、発令要件も「更なる身体に対する暴力又は生

### 第2 DV・モラハラ事案がある場合の 離婚等調停事件への対応

1 当事者への安全確保及び配慮と対応  
(1) DV・モラハラ事案がある離婚等調停事件について  
DV事案の場合、被害を認識・自覚した被害者が、DV相談センター等に出向き、専門的助言を受け、その後、周到な準備を経て、シェルター等に入所している場合が多い。被害者が離婚調停の申立て前に、法律相談を経て、保護命

